

特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク

役員報酬に関する規程

当法人の役員には、当法人の定款第 22 条第 1 項「この法人の役員はすべて無報酬とする。」に基づき、役員報酬は支給しない。

【参考】 特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク 定款（抜粋）
（役員報酬）

第 22 条 この法人の役員はすべて無報酬とする。

2 役員には、その職務執行に必要な費用を支弁することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク

職員賃金規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この職員賃金規程は、「職員就業規則」に基づき、アーユス職員の賃金に関する事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 本規程における賃金は、職員就業規則に定められた正職員および契約職員に適用する。

(賃金の種類)

第 3 条 職員の賃金の体系と種類は以下のとおりとする。

① 基本給

② 諸手当

イ) 役職手当

ロ) 調整手当

ハ) 特別手当

ニ) 通勤手当

ホ) 定額時間外手当

ヘ) 時間外手当

(以上について以下「給与」という)

③ 賞与

(給与の支払方法)

第 4 条 給与は、これを全額本人に支給する。ただし、法令で職員の負担すべきものと定められた社会保険料、税金、その他本人の同意を得たものは控除する。

2. 給与は、毎月初日から末日までを計算期間とし、翌月の25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合はその前日に支給する。

3. 新任のときは、職員となった日から、給与額に変更の生じた者には、変更の生じた日から日割計算により支給する。

4. 職員が死亡または離職したときは、その日までの給与を日割計算により支給する。

(不就労時の取扱い)

第 5 条 賃金計算期間において、不就労の日または時間がある場合には、その部分について賃金は支払わない。

2. 前項における不労は、日割計算あるいは時間計算により当該部分の賃金を控除する。
3. 日割計算および時間計算の基礎は次のとおりとする。
 - ① 基準内賃金 …基本給および、通勤手当を除く諸手当
 - ② 月平均の勤務時間 …年間総勤務時間÷12より算出した月平均所定勤務時間
 - ③ 時給単価 …基準内賃金額÷月平均勤務時間

第 2 章 基本給

(基本給)

- 第 6 条 職員の基本給については、各人の技能、経験、勤続年数、役割などを考慮して、個人ごとに決定する。
2. 昇給は1年以上勤務した職員を対象とする。
 3. 昇給時期に勤続が6月を超えかつ1年未満の場合には、昇給額を前項の半額とする。

第 3 章 諸手当

(役職手当)

- 第 7 条 役職の任にある職員に対して、以下の役職手当を支給する。

① 事務局長	70,000 円
② 部長	50,000 円
③ 課長	40,000 円
④ 係長	20,000 円
⑤ 主任	10,000 円

(調整手当)

- 第 8 条 外部受託業務等により、職員間の均衡として調整が必要とアユスが認めたときは、その相当額を調整手当として支給することができる。

(特別手当)

- 第 9 条 前各条の手当に該当しない特別の事由により手当の必要があるとアユスが認めたときは、必要な額の特別手当を支給することができる。

(通勤手当)

- 第 10 条 電車、バスなどの交通機関を利用して通勤する職員にはその実費を支給する。

2. 通勤手当の支給上限は月額10万円とする。
3. 通勤経路を変更したとき、通勤の実費が変わったときは、直ちにアーユスへ変更後の通勤費を報告しなければならない。

(定額時間外手当)

第 1 1 条 定額時間外制を導入した職員については、所定勤務時間を超えた30時間までの勤務については、定額時間外手当を支給する。なお、定額時間外手当は次項に定める時間外手当と同等の割増率で計算し、実勤務時間数にかかわらず30時間分の満額を支給するものとする。

(時間外手当)

第 1 2 条 職員に対し業務の都合上、その他やむを得ない理由により時間外勤務を命じ、職員がその勤務に服した場合、次に掲げる基準により時間外手当を支給する。

2. 時間外勤務手当

業務の都合で所定勤務時間を超えて勤務した場合に支給する。支給金額は、次のとおりとする。ただし、前条に定める定額時間外制を導入した職員については、30時間を超えた部分について支給するものとする。

$$\text{算定基礎額} \div \text{月平均所定勤務時間数} \times 125\% \times \text{超勤時間数}$$

3. 深夜勤務手当

業務の都合で午後10時から午前5時までの時間帯に勤務した場合に支給する。

$$\text{算定基礎額} \div \text{月平均所定勤務時間数} \times 25\% \times \text{深夜勤務時間数}$$

4. 休日勤務手当

職員に対し休日出勤を命じ、その勤務に服した場合、次に掲げる基準により休日勤務手当を支給する。

① 法定休日の休日勤務手当

$$\text{算定基礎額} \div \text{月平均所定勤務時間数} \times 135\% \times \text{法定休日勤務時間数}$$

② 法定休日以外の休日勤務手当

$$\text{算定基礎額} \div \text{月平均所定勤務時間数} \times 125\% \times \text{法定外休日勤務時間数}$$

5. 時間外手当の算定基礎額に算入する賃金項目は、基本給、役職手当および労働の対価である手当とする。

第 4 章 賞 与

(賞与の支給)

第 1 3 条 賞与は、アーユスの財務状況、各職員の勤務実績等を考慮のうえ支給することができる。

2. 支払時期は、7月と12月とする。

(算定基礎額)

第 1 4 条 賞与計算の基礎となる算定基準項目算定項目は、基本給および役職手当とする。

(支給対象)

- 第15条 支給対象者は、支給時に在職している職員とする。
2. 対象期間をすべて満たしていない場合は、その応分の額とする。なお、試用期間は対象期間に算入する。
 3. 前条の支給対象期間は次のとおりとし、不就労の期間は別に定めのない限り対象外とする。
 - ① 7月支給 前年12月1日より5月31日まで
 - ② 12月支給 6月1日より11月30日まで

第5章 休業補償

(休業手当)

- 第16条 業務上の事由により職員が休業した場合は、労働法令に基づき、平均賃金の60%を支給する。
2. 同一事由について、労災保険より給付を受けられる場合は、その限度において前項の支給を行わない。

(打切補償)

- 第17条 業務上の事由による傷病が、療養開始後3年を経過しても治癒しないときは、平均賃金の1200日分の打切補償を支給することにより、補償を打ち切ることができる。

第6章 付 則

(施行)

- 第18条 この規程は、2015年 4月 1日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 アユス仏教国際協力ネットワーク	事業年度	2021年4月1日 ～2022年3月31日
-----	------------------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
特別賛助受取会費	2,650,000 円
法人受取会費	2,650,000 円
賛助受取会費	60,000 円
個人受取会費	1,662,000 円
学生受取会費	0 円
受取寄付金・募金	19,569,397 円
受取協賛金	6,461,500 円
受取物品寄付	220,734 円
受取助成金	1,100,000 円
NGO 支援事業収益	0 円
教育交流事業収益	676,633 円
管理費収益	0 円
受取利息	409 円
雑収入	1,234,938 円
合 計	36,285,611 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		7,984,488円	会費・寄付・協賛金
		1,200,000円	寄付
		1,166,500円	会費・協賛金
		1,050,000円	協賛金・助成金
		600,000円	協賛金・会費

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
			給与
			給与
			給与
		1,758,708円	協賛金印刷物・封筒・パンフレットなど印刷
		1,200,000円	助成金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		一筆箋×10、絵葉書1×50	2021年5月6日	18,000円	定価
		絵葉書1×10	2021年6月8日	3,000円	定価
		散華1×2	2021年6月14日	6,000円	定価
		メモ帳×6	2021年6月24日	1,500円	定価
		絵葉書2×30	2021年7月19日	15,000円	定価
		メモ帳×4、peace beads×4	2021年7月19日	3,000円	定価
		絵葉書1×3、絵葉書2×2	2021年7月21日	1,900円	定価
		絵葉書1×5、散華1×1	2021年8月20日	4,500円	定価
		散華1×1	2021年8月27日	3,000円	定価
		絵葉書1×30	2021年8月31日	9,000円	定価
		メモ帳×2、peace beads×20	2021年8月31日	10,500円	定価
		一筆箋×10	2021年9月9日	3,000円	定価

	絵葉書 1×7	2021 月 10 月 8 日	2,100 円	定価
	散華 2×1	2021 年 11 月 2 日	3,000 円	定価
	絵葉書 1×10	2021 年 11 月 9 日	3,000 円	定価
	一筆箋×2、絵葉書 2 ×2	2021 年 11 月 29 日	1,600 円	定価
	絵葉書 1×2、絵葉書 2×2	2021 年 11 月 30 日	1,600 円	定価
	メモ帳×10、絵葉書 2×5、Peace beads× 5	2021 年 12 月 2 日	7,500 円	定価
	絵葉書 1×10	2021 年 12 月 20 日	3,000 円	定価
	絵葉書 1×5	2021/12 月 20 日	1,500 円	定価
	絵葉書 1×3、絵葉書 2×2	2022 年 1 月 17 日	1,900 円	定価
	メモ帳×4、絵葉書 1 ×1、Peace beads×1	2022 年 2 月 16 日	1,800 円	定価
	メモ帳×30、散華 1 ×1、散華 2×1	2022 年 2 月 21 日	13,500 円	定価
	絵葉書 1×2、散華 1 ×1	2022 年 2 月 25 日	3,600 円	定価
	散華 1×1	2022 年 3 月 22 日	3,000 円	定価
	散華 1×3	2022 年 3 月 24 日	9,000 円	定価

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	そ の 他 の 取 引 条 件 等
該当なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提供 年 月 日	対 価 の 額	そ の 他 の 取 引 条 件 等
		会計に関する業 務委託	2021 年 4 月 1 日～ 2022 年 3 月 31 日	366,666 円	年間契約料 360,000 円 消費税 6,666 円
		ニュースレター 寄稿の原稿料	7 月 7 日	5,000 円	ニュースレター原稿 料 1 原稿 5,000 円
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	50,000円	2021年4月14日
	400,000円	2022年2月25日
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	2021年4月1日～ 2022年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2021年4月1日～2022年3月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
1人	4,080,000円	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2021年4月13日	300,000円	時局対応支援
		2021年4月23日	500,000円	助成金
		2021年4月23日	500,000円	助成金
		2021年4月23日	489,600円	助成金
		2021年4月23日	500,000円	助成金
		2021年4月23日	300,000円	助成金
		2021年4月23日	500,000円	助成金
		2021年5月26日	500,000円	助成金
		2021年5月26日	500,000円	助成金
		2021年5月26日	500,000円	助成金
		2021年5月26日	500,000円	助成金
		2021年6月14日	500,000円	時局対応支援
		2021年6月14日	300,000円	時局対応支援
		2021年6月14日	600,000円	時局対応支援
		2021年6月14日	500,000円	時局対応支援
		2021年7月6日	600,000円	活動協力金
		2021年7月21日	300,000円	助成金
		2021年9月14日	300,000円	時局対応支援
		2021年10月25日	500,000円	助成金
		2021年10月25日	300,000円	助成金
2022年1月25日	300,000円	助成金		

	2022年2月 2日	100,000円	時局対応支援
	2022年3月 29日	500,000円	時局対応支援
	2022年3月 29日	500,000円	時局対応支援
		円	
合 計		10,389,600円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
2021.6.14	ミャンマー避難民への人道支援のための活動協力金	600,000円
.		円
.		円
.		円
.		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓	
イ 役員総数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等							
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 各社員の表決権が平等であること							
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
		①	②	③	④	⑤	
①	2021年4月1日～2022年3月31日	15人	0人	0%	2人	13%	
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。							
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ○いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	○はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <u>無</u>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		15人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
池田 未樹		監事		○							2018年7月1日 就任
稲葉 尚範		理事		○							1999年11月12日 就任
大橋 正明		理事		○							1999年11月12日 就任
熊岡 路矢		理事		○							2016年7月1日 就任
菅原 智之		理事		○							2003年6月26日 就任
瀬野 美佐		理事		○							2020年7月1日 就任
多賀 俊二		監事		○							2018年7月1日 就任
遠山 章信		理事		○							2008年7月1日 就任

中島 大成		理事		○							1999年11月12日 就任
中平 了悟		理事		○							2018年7月1日 就任
福田 行慈		理事		○							1999年11月12日 就任
本多 静芳		理事		○							2000年7月1日 就任
松本 智量		理事		○							1999年11月12日 就任
水谷 浩志		理事		○							2015年7月1日 就任
持田 貫信		理事		○							2008年7月1日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
法人名	特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク		
出金伝票	単票	発生時	7年間
入金伝票	単票	発生時	7年間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	1週間毎	7年間
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	1週間毎	7年間
給与台帳	ウェブアプリケーション (My common) 使用	発生時	7年間
物販在庫表	PC(エクセル) 使用	四半期毎	7年間
貯蔵品出納帳	PC(エクセル) 使用	発生時	7年間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓					
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過剰と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		✓				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">同意</td> </tr> <tr> <td>○する</td> <td>しない</td> </tr> </table>	同意		○する	しない
同意						
○する	しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク
-----	----------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(註1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等^(註2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>	✓
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者の有無</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</p> <p>二 暴力団の構成員等の有無</p>	有・無
2 認定又は特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	はい・〇いいえ
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・〇いいえ
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・〇いいえ
<p>添付書類</p> <p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、<u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u></p> <p>(注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること</p> <p>(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要</p>	
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・〇いいえ
6 次のいずれかに該当する法人	
イ 暴力団	はい・〇いいえ
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・〇いいえ